

新たな支援制度

事業承継時の 経営者保証解除

【お問合せ先】

公益財団法人 大阪産業局 大阪府事業承継ネットワーク事務局 (担当：稲谷、東海)
TEL：06-4708-7027 / FAX：06-6261-5290 e-mail：syoukei@mydome.jp

「経営者保証」は事業承継の大きな障害

中小企業経営者（381万人）

中企庁HPをもとに作成

70歳未満	136万人	36%
70歳以上	245万人	64%
後継者確定	127万人	50%
後継者未定	127万人	50%

後継者未定の理由（127万人）

後継者候補がない	98万人	77%
後継者候補が拒否	29万人	23%

候補者の拒否理由（29万人）

経営者保証以外	12万人	40%
経営者保証	17万人	60%

「経営者保証ガイドライン」とは？

経営者保証ガイドライン

経営者保証を解除するための自主的ルール

- ・日本商工会議所・全国銀行協会が定めたもの
- ・平成25年12月公表、平成26年2月運用開始

経営者保証解除の3要件

1. 法人と経営者の関係の明確な区分・分離
2. 財務基盤の強化
3. 財務状況の正確な把握、
情報開示等による経営の透明性確保

「経営者保証ガイドライン」の特則とは？

ガイドラインの特則

金融機関に対するもの

1. 二重保証の禁止

(原則) 前経営者・後継者の双方から二重に保証を求めないこと

(例外) 求める場合は、十分な説明と理解をしてもらうことが必要

2. 後継者からの保証徴求は慎重に

- ・ 後継者に当然に保証を引き継ぎをさせてはいけない
- ・ 保証契約の必要性を検討し、慎重な判断が必要

3. 第三者保証の禁止

- ・ 改正民法の施行(R2. 4. 1)により制限される
- ・ 経営者以外の第三者保証を求めない融資慣行の確立を求める

「経営者保証コーディネーターの役割」とは？

1. 事業を統括	事務局に常駐、案件の進捗管理
2. 窓口機能	金融機関や支援機関などと連携
3. 業務推進	案件掘り起し、相談受付
4. 要件確認	経営者保証の解除要件を確認
5. 磨き上げ支援	よろず支援拠点などを斡旋
6. 専門家を派遣	金融機関と目線合わせ

「事業承継時の経営者保証解除」に向けた支援フロー

中小企業

(事業承継時に経営者保証解除を希望)

「相談申込書」の他に、次の書類が必要

①事業承継計画書、②決算書、③試算表、④資金繰り表

経営者保証CO (経営者保証解除の3要件をチェック)

クリアした場合

クリアできない場合

専門家を派遣
(金融機関と目線合わせ)

既存支援制度を提案
(改善をアドバイス)

金融機関

(保証解除) 事業承継時特別保証制度の活用など

(解除不可) 事業者が改善策に取り組む

信用保証協会の「事業承継特別保証制度」とは？

1. 事業承継時に利用可能

- ・ 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定している法人
- ・ R2. 1/1～R7.3/31までに事業承継を実施し、3年を経過していない法人

2. 経営者保証が不要

3. 信用保証料が大幅に軽減できる

- ・ 但し、経営者保証コーディネーターの確認を受けた場合

4. 経営者保証がある既存借入金も借換可能

- ・ プロパー借入の借換も可能

● 財務要件等

- ① 資産超過であること
- ② EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること
- ③ 法人・個人の分離がなされていること
- ④ 返済緩和している借入金がないこと（但し、コロナ禍によるリスクは除く）